

優良認定基準の見直しについて

令和2年2月25日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）が公布され、優良認定基準の見直しがありました。

埼玉県では、これを受け、更新許可申請書（優良認定に係る部分）の改正を行いました。

優良認定基準の見直しの詳細は環境省の[優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル](#)（以下「運用マニュアル」といいます。）を確認してください。

【優良認定基準の見直しの概要】

- (1) 許可の更新期限を待たずに行う優良認定の申請（運用マニュアル P5）
- (2) （公財）産業廃棄物処理事業振興財団による優良認定基準の一部の審査代行と適合証明書の発行（運用マニュアル P6～7）
- (3) 「事業の透明性に係る基準」の基準項目の追加（運用マニュアル P8、10、47～48）
- (4) 「財務体質の健全性に係る基準」（財務基準）の見直し（運用マニュアル P51）

【認定の申請方法】

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、申請書の様式中の「優良認定を受けるための書類」を記載するほか、必要書類を添付して申請してください。

なお、平成31年4月1日から、優良認定業者が、優良認定の更新を申請する際に添付する書類について、一部簡略化しています。詳細は次頁のとおりです。

優良認定の更新に係る添付書類の簡略化について

埼玉県産業廃棄物指導課

平成31年4月1日から、既に優良認定を受けている産業廃棄物処理業者が優良認定の更新を申請する場合に、申請書に添付する「事業の透明性に係る基準」に適合することを証する書類（以下「添付書類」という。）について、下記のとおり簡略化します。

1 簡略化後の添付書類

- ・ 産廃情報ネットで発行される、前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間インターネット上で情報を公表・更新していることを証明する書類（以下「更新履歴一覧表」という。）※1
- ・ 今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年前（基準日）時点の公表事項の内容（WEBサイトの画面）を全て印刷したもの
- ・ 基準日以降に公表事項の内容を変更した場合、変更箇所の内容（変更部分のWEBサイトの画面）を印刷したもの

※1 産廃情報ネット以外のWEBサイトで情報を公表・更新している場合は、更新履歴一覧表に替わり、同期間の情報公表状況報告書（本県の様式）を作成し、添付してください。

2 新旧対照表

改正前	改正後
前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間の更新履歴一覧表	変更なし
前回の優良認定を伴う更新許可日時点（約7年前）の公表事項を全て印刷したもの	今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年以上前の時点（基準日）の公表事項を全て印刷したもの※2
前回の優良認定を伴う更新許可日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分を印刷したもの（約7年間分）	基準日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分を印刷したもの（約1年間分）

※2 新たに優良認定を伴う許可更新を申請する場合、現行どおり基準日は申請日の6か月前です。